

議会運営委員会記録

1 日 時 令和6年3月15日（金曜日）
開 会 午後 2時55分
閉 会 午後 3時11分

2 場 所 第2委員会室

3 出席委員 10人

委員長	成 田 光 雄
副委員長	泉 英 之
委 員	田 辺 裕 三
//	久 保 大 憲
//	松 井 邦 人
//	岡 部 享
//	舎 川 智 也
//	押 田 大 祐
//	松 井 桂 将
//	横 野 昭

4 欠席委員 0人

5 委員外議員として出席した者

議 員	吉 田 修
//	大 島 満
//	谷 口 寿 一
//	尾 上 一 彦

6 説明のため出席した者

【財務部】

部長	牧 田 栄 一
財政課長	中 山 武 史

7 職務のため出席した者

【議会事務局】

事務局長	渡 辺 康 裕
庶務課長	山 下 達 也
議事調査課長	坂 口 輝 之
議事調査課長代理	酒 井 優
議事調査課調査係長	谷 端 裕美子
議事調査課議事係長	土 方 智 樹
議事調査課主任	竹之内 慧

8 会議の概要

委員長 ただいまから、議会運営委員会を開会いたします。
まず、委員会記録の署名委員に松井 邦人委員、岡部委員を指名いたします。
本日の協議事項は、お手元に配付のとおりであります。
初めに、協議事項1番目、追加議案についてであります。
このことについて、当局から説明があります。

財務部長 〔議案概要書（追加提出分）により説明〕

委員長 ただいまの説明について、何か質問等はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 ないようですので、この程度にとどめます。
当局の皆さんは、退室願います。

〔財務部退室〕

委員長 今ほど、財務部長から説明がありましたとおり、定例会最終日である3月22日（金曜日）に予算案件1件が追加提出されます。
この案件について、議長は、委員会への付託を省略するとの判断を示しておられます。
そこで、この案件については、今定例会最終日の3月22日の本会議において、提案理由説明、議案質疑の後、委員会付託を省略し、直ちに討論・採決を行うことといたしたいと思いますが、そのように進めることとしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 それでは、そのように決定いたします。
なお、この追加議案の議案概要書については、本委

員会終了後に、また、議案書については、3月21日（木曜日）に配付いたします。

ここで、本件に対する議案質疑、討論の通告期限について確認しておきたいと思えます。

各会派に配付させていただきました、令和6年3月定例会諸会議日程等に記載してあります、人事案件等の追加議案と同様に、議案質疑の通告期限については、議案質疑が行われる日の前日、3月21日（木曜日）の正午まで、また、討論の通告期限については、3月21日（木曜日）の正午までを第一期限とし、これと対になる立場での討論の通告期限が、3月21日（木曜日）の午後5時までとなりますので、御承知おきください。

次に、協議事項2番目、各会派で御検討をいただくことになっておりました、意見書・決議についてであります。

それでは、各会派で御検討いただきました結果を順次お聞かせください。

まず、1番目の「厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書」について、御意見をお聞かせください。

久保委員 反対です。

松井 桂将委員 賛成です。

岡部委員 賛成です。

委員長 全会一致の賛成ではありませんので、議会運営委員会としては議員提出議案として取り扱わないことに決定いたしました。
次に、2番目の「若者のオーバードーズ（薬物の過剰摂取）防止対策の強化を求める意見書」について、御意見をお聞かせください。

松井 邦人委員 賛成です。

久保委員 内容について何点か提出会派に確認したいのですが、

よろしいでしょうか。

委員長 はい、どうぞ。

久保委員 まず、1つ目の項目で「副作用などの説明を必須とすること」、そして、2つ目の項目で「副作用などの説明と合わせて、必要に応じて適切な相談窓口等を紹介できる体制を整えること」と記載があります。第二類医薬品を販売する場合の副作用の説明は、今のところ努力義務になっているのですが、公明党派の思いとしては、第二類医薬品を第一類医薬品並みに、説明義務まで引き上げたいということを行っているのか、それとも若者に対してのみ、第二類医薬品の説明を義務にしたいという主張なのか、まずこの点を教えていただけないでしょうか。

松井 桂将委員 御質問の点は、第二類医薬品の説明を義務にするのかどうかという趣旨ですか。

久保委員 第二類医薬品の中に、オーバードーズの対象となるような医薬品があると思っております。この第二類医薬品の副作用の説明は現在、努力義務となっておりますが、これを全て義務化すべきと言っているのか、それとも第二類医薬品の中でも2段階に分け、若者に対してのみ義務化したいということでしょうか。

松井 桂将委員 今回の意見書については、若者についてということで提出させていただいておりますが、第二類医薬品の中で分類することまでは考えておりません。

久保委員 そうであれば、仮に若者に対して副作用の説明をしたとしても何ら制限することはできないので、あまりオーバードーズの防止対策に寄与する提案ではないと思うのですが、副作用の説明をすることで対策が強化されると思っていらっしゃるということでしょうか。

松井 桂将委員 はい。それで御理解いただいて、判断していただければと思います。

久保委員 最後に、3番目の項目で「身分証による本人確認のほか、繰り返しの購入による過剰摂取を防止するために、販売記録等が確認できる環境の整備を検討」と記載があります。例えば、販売店や国が第二类医薬品の購入履歴を把握して業者間で共有しないと、この体制は現実的には実現できないのですが、公明党会派としては、こういった市販薬の購入履歴を国もしくは民間企業が収集、共有することを御提案されているという認識でよろしいですか。

松井 桂将委員 そこまでは、考えていません。

久保委員 ともすると、ここに書いてあることが現実的にできるのか疑問が残ります。販売記録などが確認できる環境とまで書いておられるのですが、そこまでではないとおっしゃいました。分かりました。質問は、以上です。
私たちの会派としては、調査・研究です。

岡部委員 賛成です。

委員長 全会一致の賛成ではありませんので、議会運営委員会としては議員提出議案として取り扱わないことに決定いたしました。
次に、3番目の「地方創生に貢献するサーキュラーエコノミー（循環経済）の一層の推進を求める意見書」について、御意見をお聞かせください。

松井 邦人委員 賛成です。

久保委員 調査・研究です。

岡部委員 賛成です。

委員長 全会一致の賛成ではありませんので、議会運営委員

会としては議員提出議案として取り扱わないことに決定いたしました。

次に、4番目の「国の補充的な指示の創設に関する意見書」について、御意見をお聞かせください。

松井 邦人委員 調査・研究です。

久保委員 賛成です。

松井 桂将委員 調査・研究です。

委員長 全会一致の賛成ではありませんので、議会運営委員会としては議員提出議案として取り扱わないことに決定いたしました。

次に、5番目の「価格転嫁対策の円滑な実施と実効性確保を求める意見書」について、御意見をお聞かせください。

松井 邦人委員 反対です。

久保委員 調査・研究です。

松井 桂将委員 調査・研究です。

委員長 全会一致の賛成ではありませんので、議会運営委員会としては議員提出議案として取り扱わないことに決定いたしました。

次に、6番目の「被災者生活再建支援制度の拡充を求める意見書」について、御意見をお聞かせください。

松井 邦人委員 反対です。

久保委員 調査・研究です。

松井 桂将委員 調査・研究です。

委員長 全会一致の賛成ではありませんので、議会運営委員

会としては議員提出議案として取り扱わないことに決定いたしました。

次に、7番目の「消費税率を5%に戻しインボイス制度の廃止を求める意見書」の提出を求める請願」について、御意見をお聞かせください。

松井 邦人委員 反対です。

久保委員 反対です。

松井 桂将委員 反対です。

岡部委員 調査・研究です。

委員長 全会一致の賛成ではありませんので、議会運営委員会としては議員提出議案として取り扱わないことに決定いたしました。

それでは、ここまでの協議内容について事務局から確認させます。

議事調査課長 それでは、ただいまの協議結果について、確認をいたします。

今定例会においては、全会一致の賛成となったものはございませんでした。

委員長 ただいまの説明のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 それでは、そのように決定いたします。

なお、全会一致とならなかった意見書のうち、所定の賛成者を集めて、改めて議員提出議案として提出される場合は、その案文を3月18日（月曜日）の正午までに事務局に提出してください。

事務局には、同日中に各会派に一覧表を配付させたいと思います。

次に、協議事項の3番目、富山市議会議員の請負の状況の公表に関する条例についてであります。

このことにつきましては、お手元に配付の資料2の内容で、鋪田 博紀議員ほか7名の議員から議員提出議案として、3月22日付で提出される予定となっております。

このことについて、議長は今定例会最終日の3月22日（金曜日）に上程し、提案理由説明、議案質疑の後、委員会付託を省略し、直ちに討論・採決を行うとの判断を示しておられますが、そのように進めることとしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

それでは、そのように決定いたします。

次に、協議事項4番目の議員派遣の件についてであります。

このことについては、お手元の資料3のとおりです。この件については、会議規則第111条第1項の規定により、議会の議決でこれを決定することとなっており、今定例会最終日、3月22日（金曜日）の本会議において、議長発議により議題とし、会議規則第37条第3項の規定により、提案理由説明及び委員会への付託を省略したいと思っておりますが、そのように進めることとしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

それでは、そのように決定いたします。

ここで、先ほどの意見書及び条例制定の議員提出議案、議員派遣の件における質疑及び討論の通告期限について、確認しておきたいと思えます。

まず、質疑の通告期限については、質疑が行われる日の前日、3月21日（木曜日）の正午まで、また、討論の通告期限については、3月19日（火曜日）の午後5時までを第一期限とし、これと対になる立場での討論の通告期限が、3月21日（木曜日）の正午までとなりますので、御承知おきください。

以上で本日の協議事項は全て終了いたしました。

最後に、去る2月29日の本委員会でお伝えしてお

りました、今定例会最終日に当局から追加提案される予定となっております包括外部監査契約締結の件につきましては、所管の総務文教委員会から委員会付託を省略することと決した旨の報告がありました。これを受け、議長は3月22日の本会議において提案理由説明、質疑の後、委員会付託を省略し、直ちに討論・採決を行うとの判断を示しておられますので御承知おき願います。

次回の議会運営委員会は、3月22日（金曜日）午前9時から開会いたしますので、よろしく願いいたします。

これをもって、本日の議会運営委員会を閉会いたします。

令和6年3月定例会
(令和6年3月15日)
議会運営委員会記録署名

委員長 成田光雄

署名委員 松井邦人

署名委員 岡部 享